

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る  
利便性向上等に関するアクションプログラム  
(報告書) (案)

平成 27 年 6 月 22 日

年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム

## 1. はじめに

政府は、一昨年、甘利社会保障・税一体改革担当大臣の下に「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」(以下、「検討チーム」という。)を設置し、年金保険料の納付率向上の観点から「年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理」(以下、「論点整理」という。)を取りまとめ、これに沿って、年金保険料の徴収体制強化、国民の利便性向上及び行政効率化を推進してきた。

本年 3 月、甘利社会保障・税一体改革担当大臣から、「検討チーム」に対して、今後の、マイナンバーの利用開始、国・地方を含めたマイナポータルサービスの提供開始によって、行政機関間の情報連携等が強化されることを受けて、年金保険料・税に係る利便性向上等に関する具体的施策について検討するよう指示があった。

この指示を受け、「検討チーム」は、マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上、年金保険料の徴収強化及び行政効率化について、具体的施策の検討を進めてきた。(メンバー及び開催実績は【別紙 1】参照)

本報告書は、「検討チーム」におけるこれまでの議論を踏まえ、政府として今後取り組む具体的施策の内容及び実施スケジュール(以下、「アクションプログラム」という。)を取りまとめたものである。

以下のようなマイナンバー制度等を活用した関係機関間の情報連携強化により、国民の利便性向上・年金保険料の徴収強化等に向けた効果的な取組を行い、年金保険料の納付率向上等の課題解決を図ることとする。本報告書に基づき、関係各省は連携を図りながら、各施策の推進を図ることとする。その際、関係機関は、国民の個人情報や秘密性の高い情報などを扱うことを十分に踏まえ、個人情報の保護、情報管理の徹底、職員教育の充実等、情報セキュリティの確保に万全を期すこととする。

## 2. アクションプログラム (概要は【別紙 2】、各施策の具体的内容は【別紙 3】参照)

### (1) 国民の利便性向上

#### イ. 個人向け

現在、個人が行う国税及び地方税に係る申請・申告・納付等や、年金に係る申請・申告等の各種行政手続は、制度ごとにそれぞれ行う必要がある。また、それらの手続の中には、例えば、国民年金保険料の免除申請のようにオンライン未対応のものや、電子申告の際に詳細なデータ入力が必要な医療費控除(所得税)のように事務負担が比較的大

きいものがある。

マイナンバー制度の利用開始やマイナポータル<sup>1</sup>の提供開始により、利用者が様々な行政手続をオンラインで簡易かつ迅速に処理することや、個々の利用者に対して必要な行政情報をオンラインで直接提供する仕組が整備されることを受けて、国税・地方税・年金等に係る申請・申告から納付までの一連の手続を、オンライン上で一括的に処理できるサービスを新たに提供するとともに、国民年金保険料の簡便な免除申請手続（ワンクリック免除申請）、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化など、以下のような具体的施策を講じることとする。

〔具体的施策〕（各施策の具体的内容は【別紙3】を参照）

- ①税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービスの提供
- ②国民年金保険料の簡便な免除申請手続（ワンクリック免除申請）の導入
- ③マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化
- ④マイナポータルへのふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化
- ⑤税・年金の申告・申請等に係る提出書類の省略
- ⑥税・年金保険料のインターネット上でのクレジットカード納付の導入・拡大
- ⑦国民年金保険料の前納時期の運用柔軟化

## ロ. 法人向け

法人は税・社会保険等に関する様々な行政手続を担っており、その事務負担の軽減を図っていくことは、法人の利便性向上のみならず、企業活動の効率性向上や成長力強化等の観点からも重要である。

マイナンバーの利用開始に伴い、法人が提出する税務申告書や健康保険・厚生年金保険の新規適用届等、税・社会保険関係の提出書類にはマイナンバーの記載が必要となり、今後法人はマイナンバー制度に対応した適切な事務対応が求められる。

現在、中小企業を含む法人は、税・社会保険等に関する各種手続について、民間の会計・税務ソフトウェアを利用して事務処理を行うことが一般的であり、マイナンバー制度や税・社会保険に係る制度改正等に対応した民間ソフトウェアの開発を促進することが、法人の利便性向上に資すると考えられる。

このような観点から、今後、国税・地方税・社会保険の各当局が連携して、法人が活用しやすい民間ソフトウェアの開発を促進するとともに、国税・地方税の類似した調書の見直しなど、以下のような具体的施策を講じることとする。

〔具体的施策〕（各施策の具体的内容は【別紙3】を参照）

- ①法人が活用しやすい税・社会保険に係る民間ソフトウェアの開発促進
- ②源泉徴収票（国税）と給与支払報告書（地方税）の様式統一化と提出一元化
- ③国税の添付書類の電子データ化送信の実現
- ④国税・地方税に係る帳簿書類の電子保存対象範囲の拡大

## (2) 年金保険料の徴収強化

これまでも、政府は、「論点整理」等に基づき、年金保険料の徴収強化の観点から、関係省庁が連携して、国民年金保険料の納付率向上策や厚生年金の適用促進策に取り組んできたところであるが、マイナンバーの利用開始により、日本年金機構と国税庁・市町村の間の情報連携が強化されること等を踏まえ、年金保険料の徴収強化に関する取組を一層推進することとする。

このような観点から、免除該当者等を除いたすべての国民年金滞納者に対する督促の実現や、悪質な年金滞納者に対する国税庁への強制徴収委任制度の強化等とともに、スマートフォン用年金アプリの開発をはじめとする若者に重点を置いた広報活動の強化など、以下の具体的施策を講じることとする。

〔具体的施策〕（各施策の具体的内容は【別紙3】を参照）

- ①すべての国民年金滞納者に対する督促の実現
- ②国民年金保険料滞納者や免除該当者等に対する情報提供の強化
- ③厚生年金適用漏れの解消
- ④徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化
- ⑤年金保険料の納付率向上に向けた広報活動の強化

## (3) 行政効率化

国・地方を合わせた行政機関の間で様々な情報のやり取りがオンラインで可能となる情報提供ネットワークシステムが整備されることを踏まえ、年金・国税・地方税の各当局間についても、必要な情報を共有し、即時に活用できるようにするための情報共有ネットワークを構築するなど、以下の措置を講じることにより、従来各当局において情報の照合や連絡等の事務に必要なだった時間や労力の大幅な削減等を図る。

今後も関係省庁は、情報連携のニーズ、セキュリティの確保、費用対効果等を踏ましつつ、情報連携の強化、情報システムの運用改善等、行政効率化に向けた対応について不断の取組を行うこととする。

〔具体的施策〕（各施策の具体的内容は【別紙3】を参照）

- ①年金・国税・地方税当局間の情報共有ネットワークの整備
- ②法人番号の活用による年金・国税・地方税当局間での法人に関する情報連携の強化

## 3. その他

関係各省は、上記の具体的施策に加え、国民の利便性向上等に関するニーズ等に照らして、更に必要な施策がある場合には、速やかに検討を行い、できる限り早期の実施に努めることとする。

なお、本報告書では、マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関する具体的施策をとりまとめ、マイナポータルを活用した情報提供等について提言している。現在、これらを含め、政府内において、マイナポータルサービスの提供開始に向けて、情報提供を行うサービス内容の検討が行われているところであるが、保健・医療・福祉・子育て支援などの行政サービスが必要な者に対し、そのニーズを踏まえて、身近できめ細やかな情報提供が行われるよう配慮すべきである。

(以上)